

## 群馬県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

群馬県のビジョンを次ページ以降に公開します。

群馬県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

### 【群馬県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 《申請者→群馬県》
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 《群馬県》
- ③確認書の作成 《群馬県》
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・  
確認書の交付 《群馬県→申請者》
- ⑤申請 《申請者→センター》
  - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 《センター》

上記フローは、群馬県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

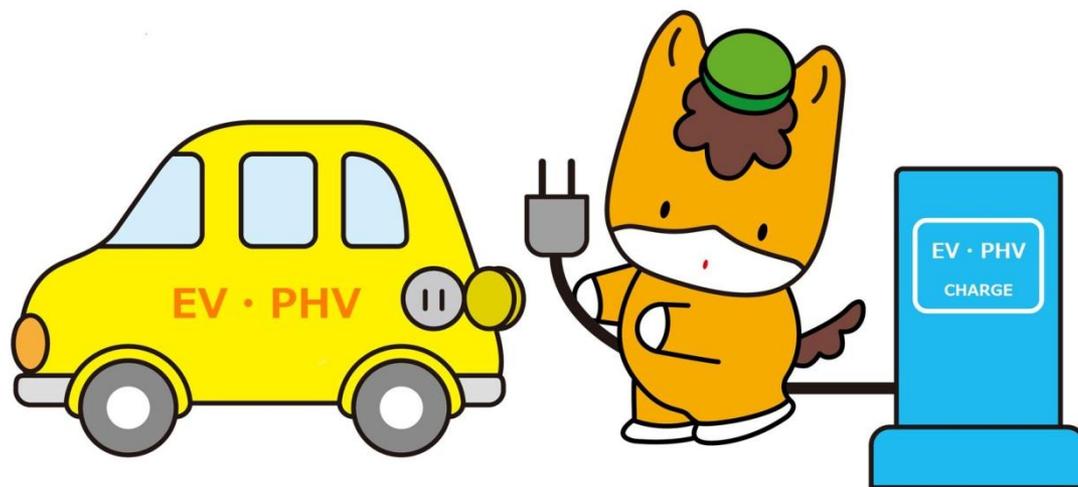
一般社団法人次世代自動車振興センター

群馬県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：環境政策課 温暖化対策室 地球温暖化対策係

電話番号：027-226-2817

# 群馬県 次世代自動車充電インフラ整備ビジョン



平成25年5月

# 1. 次世代自動車を取り巻く環境

群馬県は全国有数の自動車社会であることから、環境にやさしい自動車社会を目指す一環として、次世代自動車(EV・PHV)の普及を進めています。

## 自動車環境の現状

- ・車両1台当たりの人口数(少ない順) 全国1位
- ・高速交通網を補完する7つの交通軸
- ・運輸部門のCO2排出割合は全国より11ポイント高い

## EV等の普及状況

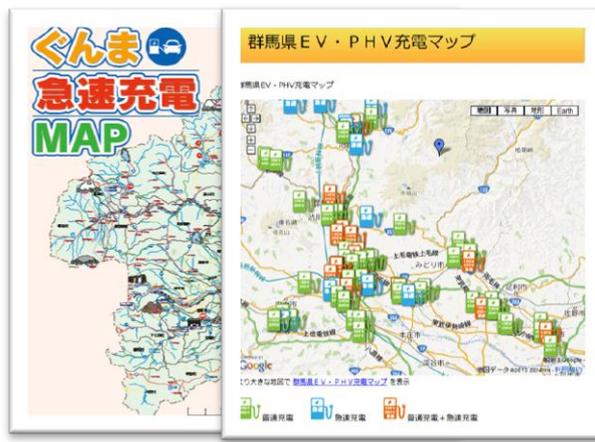
- ・EV登録台数 827台(H26.3)
- ・PHV登録台数 600台(H26.3)
- ・急速充電器 140箇所(公開されているもの)
- ・普通充電器 120箇所(公開されているもの)

## EV・PHV普及のため県のこれまでの主な取組

●三県連携による国道17号線沿いに急速充電器を整備

●EV・PHV充電マップによる充電設備の情報発信

●群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会による試乗会等



## 2. 国の次世代自動車インフラ整備事業

充電インフラの整備を加速することにより、EV・PHVの更なる普及を図るため、平成26年度補正予算で実施されます。

### ● 国の目標

2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする。  
この目標の実現に向けて、普及に不可欠な充電インフラの倍増を目指す。

概要	補助対象	補助率
県が策定するビジョンに基づく充電器	機器購入費	2/3
※「道の駅」は購入費・工事費ともに定額	設置工事費	定額

\* 平成26年度補正予算で300億円

### ● 県の関連計画

#### 群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」

#### ○「優れた群馬の環境を守り、未来へ継承するプロジェクト」

群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会を中心に産学官が連携して、電気自動車等の普及や地域振興に向けた積極的な検討・実施をします。

#### 群馬県地球温暖化対策実行計画

#### ○自動車対策「次世代自動車の普及促進」

次世代自動車の普及に向けて、関係団体等が連携して試乗イベントなどの普及啓発を行います。  
また、電気自動車等の充電器の設置など利用システムの構築を進めます。

# 3. 群馬県ビジョンの基本的な考え方

EV・PHVユーザーが県内各地を走行するにあたり、電欠の不安を感じることがないように、充電器の整備(H25年度～事業の終了時期まで)を推進します。

これにより、次世代自動車の普及を図るとともに、環境にやさしい地域や観光振興を図ることとしています。

## ①経路整備(34箇所)

県内7つの交通軸に係る主要幹線道路沿いを対象に、重点的に、経路充電として「急速充電器」の整備を推進します。(高速道路については、東日本高速道路株式会社が別途ビジョンを策定し整備)

【想定される施設】

道の駅、SA・PA(高速道路)、自動車販売店、ガソリンスタンド、自治体施設など

## ②面的整備(366箇所)

人口密集地、主要道路、観光地など地域の実情を踏まえ、県内全域を網羅するための「急速充電器又は普通充電器」の面的な整備を推進します。

【想定される施設】

道の駅、レジャー・観光施設、ショッピングセンター、コンビニエンスストアなど

## ③地域整備(41箇所)

EV・PHVの普及に向けた取組を地域一体となって行うのに必要な「急速充電器又は普通充電器」の整備を推進します。

【想定される施設】

ホテル・旅館、レジャー・観光施設、自治体施設など

# 4. ビジョンの対象となるリスト(マップ)①-1

## ①経路整備(34箇所)



●各区間、約20キロkm毎に急速充電器を整備

# 4. ビジョンの対象となるリスト(マップ)①-2

## ①経路整備(34箇所)

(各区間、約20キロkm毎に急速充電器を整備)

	設置場所の指定方法			充電設備の設置箇所数		
	交通軸	区間	主要幹線等			
(1)	県央軸 ～西毛軸	前橋IC	～ 高崎市新町	R17	急速充電器	2
(2)	県央軸	前橋市田口	～ 太田市	R17(上武道路)	急速充電器	2
(3)	県央軸 ～三国軸	前橋IC	～ 月夜野IC	R17	急速充電器	3
(4)	東毛軸A	高崎駅東口	～ 板倉町	R354	急速充電器	4
(5)	東毛軸B	前橋市本町	～ 太田市	R50	急速充電器	2
(6)	西毛軸A	高崎IC	～ 碓氷峠	(主)高崎駒形線、R354、R18	急速充電器	3
(7)	西毛軸B	藤岡IC	～ 内山峠	(主)前橋長瀬線、R254	急速充電器	3
(8)	西毛軸C	藤岡IC	～ 上野村	(主)前橋長瀬線、R462、R299	急速充電器	3
(9)	吾妻軸	渋川IC	～ 鳥居峠	R353・(主)渋川吾妻線、R145、R144	急速充電器	4
(10)	三国軸	月夜野IC	～ 三国峠	R17	急速充電器	2
(11)	尾瀬軸	沼田IC	～ 金精峠	R120、R401	急速充電器	4
(12)	渡良瀬軸	太田薮塚IC	～ 沢入	(主)大間々世良田線、R122	急速充電器	2

計

34

# 4. ビジョンの対象となるリスト(マップ)②-1

## ②面的整備 (366箇所)



●県庁を基点として、県土を10kmメッシュに分割し、原則1メッシュに充電器3箇所(概ね急速1箇所、普通2箇所を想定)を基礎配置とする。

●更に、メッシュ内において人口密集地、主要道路、観光スポット、集客施設等の地域の実情を考慮し、重み付けを行う。

・充電器3箇所のメッシュ: 27エリア

・充電器6箇所のメッシュ: 14エリア

・充電器9箇所のメッシュ: 13エリア

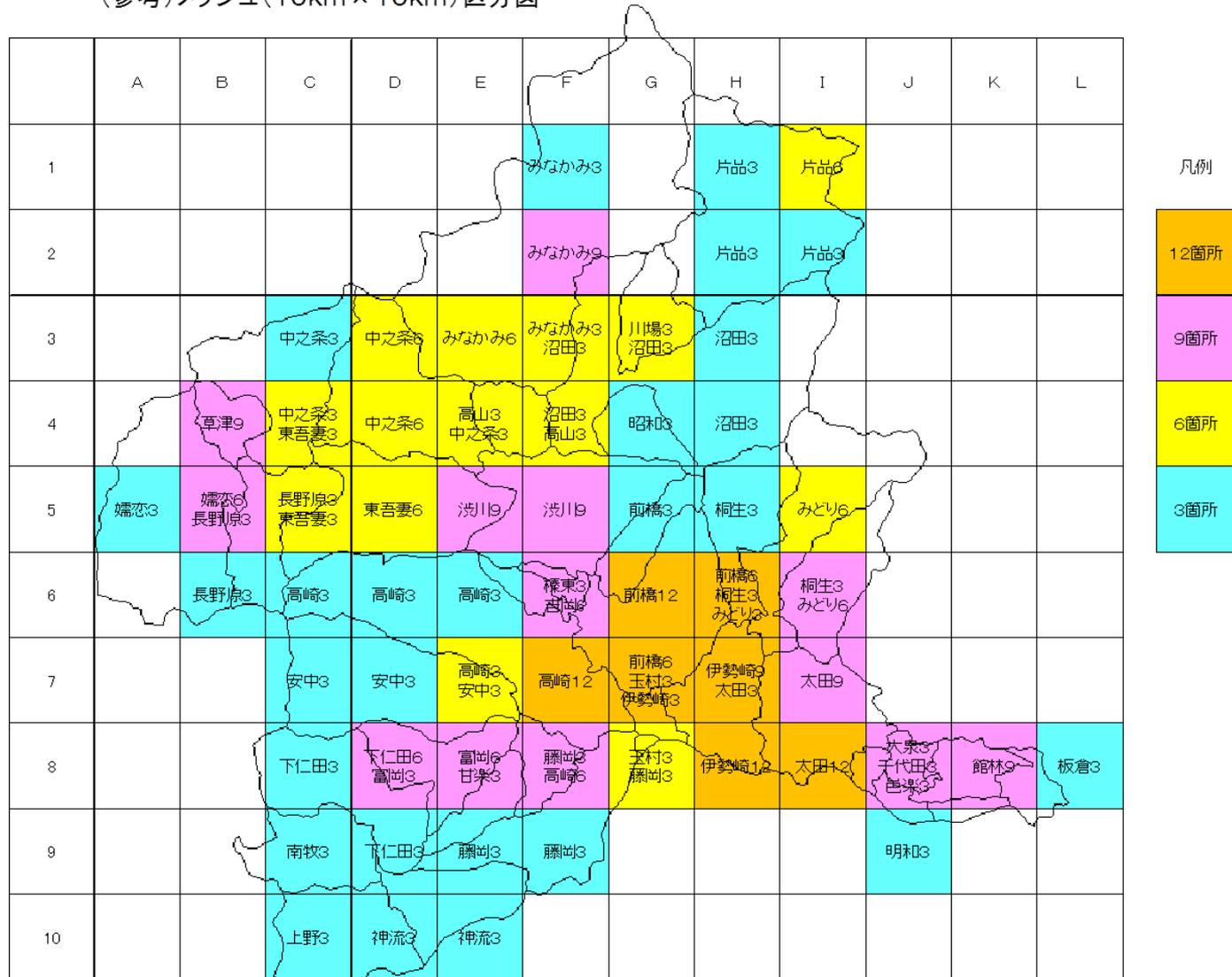
・充電器12箇所のメッシュ: 7エリア

●これを市町村単位に集計。

# 4. ビジョンの対象となるリスト(マップ)②-2 (参考)

## ②面的整備 (366箇所)

(参考)メッシュ(10km×10km)区分図



# 4. ビジョンの対象となるリスト(マップ)②-3

## ②面的整備 (366箇所)

設置場所の指定方法		充電設備の設置箇所数	
(1)	前橋市	急速充電器 OR普通充電器	27
(2)	高崎市	急速充電器 OR普通充電器	30
(3)	桐生市	急速充電器 OR普通充電器	9
(4)	伊勢崎市	急速充電器 OR普通充電器	24
(5)	太田市	急速充電器 OR普通充電器	24
(6)	沼田市	急速充電器 OR普通充電器	15
(7)	館林市	急速充電器 OR普通充電器	9
(8)	渋川市	急速充電器 OR普通充電器	18
(9)	藤岡市	急速充電器 OR普通充電器	12
(10)	富岡市	急速充電器 OR普通充電器	9
(11)	安中市	急速充電器 OR普通充電器	9
(12)	みどり市	急速充電器 OR普通充電器	15
(13)	榛東村	急速充電器 OR普通充電器	3
(14)	吉岡町	急速充電器 OR普通充電器	6
(15)	上野村	急速充電器 OR普通充電器	3
(16)	神流町	急速充電器 OR普通充電器	6

設置場所の指定方法		充電設備の設置箇所数	
(17)	下仁田町	急速充電器 OR普通充電器	12
(18)	南牧村	急速充電器 OR普通充電器	3
(19)	甘楽町	急速充電器 OR普通充電器	3
(20)	中之条町	急速充電器 OR普通充電器	21
(21)	東吾妻町	急速充電器 OR普通充電器	12
(22)	長野原町	急速充電器 OR普通充電器	9
(23)	嬭恋村	急速充電器 OR普通充電器	9
(24)	草津町	急速充電器 OR普通充電器	9
(25)	高山村	急速充電器 OR普通充電器	6
(26)	片品村	急速充電器 OR普通充電器	15
(27)	川場村	急速充電器 OR普通充電器	3
(28)	昭和村	急速充電器 OR普通充電器	3
(29)	みなかみ町	急速充電器 OR普通充電器	21
(30)	玉村町	急速充電器 OR普通充電器	6
(31)	板倉町	急速充電器 OR普通充電器	3
(32)	明和町	急速充電器 OR普通充電器	3
(33)	千代田町	急速充電器 OR普通充電器	3
(34)	大泉町	急速充電器 OR普通充電器	3
(35)	邑楽町	急速充電器 OR普通充電器	3

計

366箇所

## 4. ビジョンの対象となるリスト③

### ③地域整備（41箇所）

	設置場所の指定方法	充電設備の設置箇所数	
(1)	渋川市伊香保町伊香保	急速充電器 or普通充電器	30
(2)	前橋市 (地域防災拠点の機能強化)	急速充電器 or普通充電器	6
(3)	富岡市 (世界遺産登録推進に伴う地域整備)	急速充電器 or普通充電器	5

計41箇所

# 5. ビジョンの対象となる充電器の要件

ビジョンに基づく充電設備は、次のすべての要件を満たすものに限ることとします。

①今後、新設される充電器(中古を除く。)であること。

②充電設備の場所を示す「案内看板」を設置すること。

③充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。

④充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと。  
(ただし、駐車料金等の料金の徴収は可とする。)

⑤利用者を限定していないこと。

(ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする。)